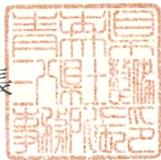


八戸市大字是川字三十刈頭1番地3
株式会社新盛建設運輸

令和8年9月7日付けで申請のあった砂利採取計画については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

青森県三八県土整備事務所長



認可内容

認可期間	自 令和8年9月27日 至 令和11年9月26日
採取量	279,663 m ³
砂利採取場の区域	三戸郡五戸町大字浅水字馬場久保1番、同字関口13番、 15番、16番、18番5、18番6、18番8、 18番12、18番14、18番15、18番16、 18番17、18番18、18番19、18番20、 18番21、18番22、18番26、18番27、 18番28、18番29、18番31、18番32、 18番33、18番44、19番、20番、21番、22番、 94番、同字柏木沢2番4、5番2、6番2

条件

県管理道路を汚損することのないよう管理に努めること。

教示

- (1) この処分について不服がある場合は、砂利採取法第40条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- (2) この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えをすることができる。